

# 自主防災組織育成事業補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織に対し、補助金を交付することにより、自主防災組織の育成を図り、もって市民の防災意識の普及及び向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)自主防災組織 萩市の自主防災組織認定基準により認定された組織をいう。
- (2)防災資機材 自主防災組織が防災活動を行うために使用する資機材で、別表第1に掲げるものをいう。
- (3)防災訓練 自主防災組織が主体となり、災害の発生、避難所の運営等を想定し実施する訓練をいう。
- (4)防災研修会 防災、減災等について見識を深めることを目的として実施される研修会をいう。

## (補助金の交付)

第3条 市長は、次に掲げる事業（以下「事業」という。）を実施する自主防災組織に対し、予算の範囲内で下記の自主防災組織育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1)防災資機材整備事業
- (2)地域防災活動事業

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象は、別表第1に定める防災資機材の購入及び地域防災活動に要する経費（以下「補助金対象経費」という。）とする。

## (補助率等)

第5条 補助率、補助金限度額及び交付の制限は、別表第2のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第6条 自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1)事業計画書（別記第2号様式）
- (2)見積書（写）その他補助対象経費の内容が確認できる書類
- (3)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## (補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により代表者に通知する。

## (事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた代表者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、自主防災組織育成事業変更（中止）承認申請書（別記第4号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画書の内容の変更にあっては、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業を完了したときは、速やかに自主防災組織育成事業実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1)事業報告書（様式第6号）
- (2)補助対象経費の領収書又は請求書の写し
- (3)事業の実施が確認できる写真
- (4)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告があったときは、これを審査し、事業が適正に実施されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織育成事業補助金額確定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第11条 第7条の規定による補助金の交付決定通知を受けた代表者が補助金の交付を請求するときは、自主防災組織育成事業補助金請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、概算払いにより補助金を交付することができる。

（補助金の交付の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（資機材の適正な管理）

第13条 防災資機材整備事業を実施した補助事業者は、整備した資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条及び第4条関係）

(1) 防災資機材整備事業

| 区分          | 物品名  |
|-------------|--|
| 情報収集伝達活動資機材 | 携帯型無線機、携帯ラジオ、携帯拡声器等                                |
| 防火活動資機材     | 消火器、三角消火バケツ等                                       |
| 水防活動資機材     | 防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、土のう、杭等                        |
| 救出活動資機材     | ヘルメット、防塵メガネ、懐中電灯、大バール、大ハンマー、可搬式発電機、投光器、コードリール、ロープ等 |
| 救護活動資機材     | 担架、救急セット、毛布、シート等                                   |
| 生活維持活動資機材   | 炊飯設備、組立テント、非常食、飲料水等                                |
| その他資機材      | 防災上有効なものとして市長が認める防災資機材                             |

(2) 地域防災活動事業

| 区分   | 内容   |
|------|--|
| 啓発活動 | <p>防災意識の向上を目的とする活動に要する経費<br/> <b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発用チラシ、パンフレット等の印刷費、資料の購入費等</li> </ul>                                 |
| 訓練活動 | <p>防災訓練の実施に要する経費<br/> <b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防訓練の実施に要する燃料費、消火器充填費</li> <li>・炊出し訓練の実施に要する燃料費、材料費等</li> </ul>               |
| 研修活動 | <p>防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費<br/> <b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝礼</li> <li>・資料購入費、印刷費</li> <li>・研修参加費（受講料、申込料）等</li> </ul> |

別表第2（第5条関係）

【自主防災組織】

○防災資機材整備事業

| 補助率  | 補助金限度額   | 交付の制限   |
|------|----------|---------|
| 3分の2 | 200,000円 | 各団体1回限り |

備考： 上記により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

○地域防災活動事業

| 世帯数     | 補助率  | 補助金限度額  | 交付の制限     |
|---------|------|---------|-----------|
| 300世帯未満 | 3分の2 | 30,000円 | 各団体年度1回限り |
| 300世帯以上 |      | 50,000円 |           |

備考： 世帯数は当該年度の4月1日現在の数とする。

上記により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。